

相続財産管理人選任の申立てについて

●概要

相続人の存在，不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして，結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には，家庭裁判所は，申立てにより，相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は，被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い，清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお，特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

●申立権者

利害関係人（被相続人の債権者，特定遺贈を受けた者，特別縁故者など対象者の親族，市区町村長，都道府県知事など），検察官

●管轄（申立書を提出する裁判所）

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

●申立費用

- 収入印紙 800円分（申立て手数料）
- 予納郵便切手 82円を10枚，10円を10枚
- 官報公告料 3775円（裁判所の指示があってから納めてください。）

●添付書類

- 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合，その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合，そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍(除籍，改製原戸籍)謄本
- 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- 財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)，預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し，残高証明書等)等)

- 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、金銭消費貸借契約書写し等)
- 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。